

看板ひとつで景色が変わる
平成29年11月、屋外広告物の設置ルールを見直します



伊豆半島特有の美しい海岸線や山々は、車窓から眺めると、また違った魅力が溢れます。ドライブ中や電車に乗つたとき、普段と違った景色に目を奪われることはありませんか？

その素晴らしい伊豆半島の景観をより一層輝かせるため、県と市では屋外広告物（看板）の設置ルールを平成29年11月に変更する予定です。伊豆半島に住む皆さまにとって誇れる伊豆半島、そして東京オリンピックを控え、世界に発信できるような美しい伊豆半島の景観を目指します。

屋外広告物とは？

- 屋外広告物の設置は「静岡県屋外広告物条例」によりルールが定められています。屋外広告物を設置するためには申請が必要です。
- ※景観を大切にすべき地域は、条例で「普通規制地域」「別規制地域」などの規制地

域に指定されています（規制地域により、設置のルール（色彩、大きさ等の基準）が異なります）。

パブリック・コメントを募集します

県では屋外広告物の新ルールに対し6月～7月頃にパブリック・コメントを実施します。

※詳しくは県ホームページで「伊豆半島 屋外広告物」と検索してください。

7月から屋外広告物の設置状況を調査します

県の委託業者が伊豆半島全域の屋外広告物の調査を行います。

この調査を踏まえてルールに合わない看板については是正等必要な対応（許可の申請、回収、撤去）をお願いする予定です。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

問合せ先 建設課都市住宅係

☎ ②2219

道路の適正利用と環境美化への協力をお願いします

お願いします

道路は、市民の皆さまの共有財産であり、重要な公共施設のひとつです。一般車両のほか、緊急車両も通行し、災害時は避難経路にもなります。

道路交通法に基づき、一定の物件については、申請により占用が認められている一方で、許可していない占用物件も近年増加しています。

皆さまが安全・快適に利用するため、通行の妨げにならないよう、道路の適正な利用並びに環境美化へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ先 建設課土木管理係

☎ ②2219

地籍調査事業のお知らせ

市では今年度より、地籍調査事業に着手します。

地籍調査とは、土地の一筆ごとに所有者・地籍・地目・境界等を確認すると共に、境界位置の測量や面積算定を実施し、現在の土地登記情報の修正を行うものです。調査の流れは、次のとおりです。

一筆地調査



一筆ごとの土地について、土地所有者等の立会などにより、所有者、地番、境界等の確認をします。

住民への説明会



調査に先立って、住民への説明会を実施します。

今後予定 事業実施期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ先 建設課土木管理係

☎ ②2219

区域の調査を実施します。このため、地籍調査実施に該当する広岡西区・港区・大坂区・中央区・弥七喜区の方々につきましては、説明会の開催や広報等を通じて本調査の周知をさせていただきます。

今年度は、三丁目的一部地域の調査を実施します。このため、地籍調査実施に該当する広岡西区・港区・大坂区・中央区・弥七喜区の方々につきましては、説明会の開催や広報等を通じて本調査の周知をさせていただきます。



成果の活用 登記所への送付

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害の復旧、各種行政運営等に活用します。

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



一筆地調査

一筆ごとの土地について、土地所有者等の立会などにより、所有者、地番、境界等の確認をします。

今後予定 事業実施期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ先 建設課土木管理係

☎ ②2219

目的 市の公共施設の運営方法及び利用推進に関し、調査審議し、市長に答申します。

公募する委員の人数 3名

募集します

下田市公共施設利用推進協議会委員を

委員の任期 委嘱の日から2年間

市内に住所を有する満20歳以上（平成29年4月1日現在）で、平日昼間に開催予定の会議に参加できる方

応募期限 6月30日（金）

※郵送の場合、応募期限必着